

第三十四号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号及び第四号イ中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十五項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第四十項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第四十項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。